

# 林業機械の遠隔操作に関する安全性確保ガイドライン ～Ver.1.0～ の概要

2025.4.2

## 目的

遠隔操作林業機械を使用することで新たに生じるリスクを回避・軽減するため、安全性確保のための関係者の取組、使用上の条件等についての指針を示すこと。

## 適用範囲

- Ver.1.0は、以下の遠隔操作林業機械に適用。（必要に応じて、対象とする機械・技術の追加及び内容の修正等の改定を実施）
- 適用範囲は、機械の設計、製造、輸入、販売、設置、管理、使用及び修理の各段階。



伐倒作業車



フォワーダ



集材機及び搬器

## 安全性確保のための関係者の取組

	リスク アセスメント	保護方策の実施、 機械の販売・管理・使用	訓練	作業計画	災害等（当該機械に係る災害、事故または安全上の重大な故障等）
<p>製造者等 (設計、製造、輸入)</p>	<p>実施</p> <p>結果に基づき</p>	<p>保護方策の実施・リスク低減効果の検証を反復、許容可能な程度にリスクを低減</p>	<p>機械の安全な使用等に係る訓練を開催</p>		<p>リスクアセスメントを改めて実施、保護方策の見直し</p> <p>災害等の状況及び対応内容を記録。林野庁へ提供</p>
<p>販売者等 (販売、修理)</p>	<p>適切な販売</p> <p>必要な情報を提供</p>	<p>受講させる</p>			<p>使用方法等を定める</p> <p>周知</p>
<p>導入主体 (設置、管理、修理)</p>	<p>適切な管理・点検</p> <p>機械の使用が適しているか判断</p>		<p>受講</p>	<p>遵守</p>	

### 製造者等 遠隔操作林業機械に関する要求事項(一部抜粋)

- 遠隔操作システムが正常に機能しない場合は、当該機械が自動停止するように設計する。
- 林業機械の運転状況を明示するために、表示灯、音響警報装置を具備する。
- 人検知機能又はその他の安全機能の搭載により、リスクを許容可能な程度まで低減する。（目視外遠隔操作の場合）

### 導入主体・使用者 使用上の条件(一部抜粋)

- 導入主体は、作業地内に第三者が立ち入らないよう、警告看板の設置、林道の通行の制限等を行う。
- 使用者は、信号の送受信が可能な場所から遠隔操作林業機械を操作する。
- 使用者が遠隔操作林業機械に接近する場合は、当該機械を停止させる。第三者等が接近するなど危険な場合は、当該機械を非常停止させる。